

2025 年 10 月 21 日

各 位

会 社 名 中山不動産株式会社
(コード番号 5531 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 中山 耕一
問合せ先 管理本部長 村中 智光
T E L 052-212-6072
U R L <https://www.nakayamafudousan.co.jp/>

株式の分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 21 日開催の取締役会において、株式の分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議しましたので、下記の通りお知らせします。

記

I. 株式の分割について

1. 分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、今後投資家の皆様が当社株式により投資しやすい環境を整えることにて、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 分割の方法

2025 年 11 月 7 日（金曜日）最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する株式数を 1 株につき 5 株の割合をもって分割します。

3. 分割により増加する株式数

分割前の発行済株式の総数 40,000 株
分割により増加する株式数 160,000 株
分割後の発行済株式の総数 200,000 株
分割後の発行可能株式総数 800,000 株

4. 分割の日程

基準日公告日 2025 年 10 月 24 日（金曜日）
基準日 2025 年 11 月 7 日（金曜日）
効力発生日 2025 年 11 月 8 日（土曜日）

5. 今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

II. 定款の一部変更について

1. 変更の目的

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、取締役会決議により、2025 年 11 月 8 日（土曜日）を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

2. 変更の内容（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>160,000</u> 株とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>800,000</u> 株とする。

以 上